

第20回アジア競技大会税務分析調査業務委託仕様書

1 件名

第20回アジア競技大会税務分析調査業務委託

2 業務の目的

2026年に開催する第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下「本大会」という。）については、開催準備段階から大会終了まで、本大会主催者であるアジア・オリンピック評議会（以下「OCA」という。）や国際競技団体の他、大会スポンサーなど、多くの関係者が多様な経済活動を行い、これに伴い、税金が発生する。

これらの税金については、開催都市契約上、開催都市及び組織委員会が負担することとなっており、減免に向けた働きかけについても、その責務を負っている。

税金の負担については、組織委員会の運営に大きく影響することから、本大会の準備・運営に伴って現行の日本の税制下でどのような税金の発生が想定されるかなど、税目ごとの成立要件、根拠法令、税率等を整理し、本大会に係る当事者間において想定される全ての取引に関連する税目等を明らかにすることで、本大会に係る税金の全体像を把握するとともに、減免に向けた働きかけが必要となる税目の対応を検討する。

3 当事者

本仕様書では、公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会を「甲」、本業務の受託事業者を「乙」とする。

4 契約期間

契約締結の日から2022年2月28日（月）まで

5 業務内容

(1) 本大会に係る税目等の要点整理

本大会の準備・運営に際して想定される税金について、税目ごとにその成立要件・根拠法令・税率を明らかにすること。

(2) 当事者間において想定される全ての取引の概要調査

本大会に係る当事者（組織委員会、OCA、スポンサー等）間における想定される全ての取引を整理し、各種取引に関連する税目等を明らかにすること。

(3) 課税発生時期に係る調査

上記（1）及び（2）に関し、組織委員会が提供する大会開催基本計画等を基に、課税発生時期を明らかにすること。

(4) 減免措置に係る調査

上記（１）及び（２）に関し、課税が想定される税目についての減免措置の有無、その適用の可能性及び方法を明らかにすること。

（５）中間報告

中間報告として、2021年11月15日（月）までに（１）及び（２）で把握及び検討した項目を提出すること。

6 打合せの実施

（１）開催回数

本業務における打合せについては、業務着手時、中間報告時及び成果物納品時の各1回とするが、甲が必要と認めた場合については、乙は、甲の求めに応じて随時、業務の進捗状況を報告するものとする。

（２）開催場所及び実施方法

打合せ場所及び実施方法については、甲が指定するものとする。

（３）その他

乙は、打合せに使用する資料を必要部数用意し、打合せの議事録を作成し、成果物とともに納品すること。

7 成果物の納品等

（１）成果物及び納品期限

A4サイズ（頁数は問わない）に纏め2022年2月28日（月）まで

（２）納品部数等

A4サイズ5部及びデータ版（CD-R等の電子媒体、マイクロソフト社製Word、Excelにより編集可能な様式）2部

（３）納品場所

名古屋市中区三の丸三丁目2番1号（愛知県東大手庁舎4階）

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会総務課総務グループ

8 留意事項

（１）乙は、提案した事項について、甲の指示がない限り、提案したとおり実施すること。

（２）乙は、委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に甲と連絡調整を行うこと。

（３）乙は、事業の実施・運営に際し、甲や業務を遂行するに当たり関係する機関との連携・調整を行うこと。

（４）業務内容を変更する必要がある場合は、甲と乙が協議の上、適切に対応すること。

（５）本事業で発生する著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含

む。以下同じ。)を甲に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を乙の責任において処理すること。

(6) 乙は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、甲の許可なく他に漏らしてはならない(契約終了後も同様とする)。

(7) 本事業の実施に当たり、疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、定めることとする。